

中部圏大深度地下使用協議会運営要領（変更案）

（目的及び設置）

第1条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）第7条の規定により、中部圏における公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、中部圏大深度地下使用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（要領の適用）

第2条 協議会の運営に関しては、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（会議の構成）

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（議長）

第4条 会議に議長を置き、中部地方整備局長をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

（会議の招集）

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

（幹事会）

第6条 協議会に幹事会を置き、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

2 幹事会に代表幹事を置き、中部地方整備局建政部長をもって充てる。

3 幹事会の幹事は、必要に応じて代表幹事が招集する。

（オブザーバー）

第7条 協議会に別紙3に掲げるオブザーバーを置く。

（要領の変更）

第8条 この要領の変更は、議長が協議会に諮って行うものとする。ただし、機関又はその組織の名称変更等に伴う軽微な変更については、議長の専決により処理することができる。

2 議長は、前項の規定による専決処分をしたときは、次回の協議会に報告するものとする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、中部地方整備局建政部計画管理課において処理する。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成13年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成15年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

委員 総務省消防庁次長
文部科学省文化庁次長
厚生労働省健康局長
国土交通省都市局長
国土交通省政策統括官
環境省大臣官房審議官
中部管区警察局長
東海防衛支局長
東海総合通信局長
東海財務局長
東海農政局長
中部経済産業局長
中部地方整備局長
中部運輸局長
愛知県知事
三重県知事

幹 事 総務省消防庁特殊災害室長
文部科学省文化庁文化財部記念物課長
厚生労働省健康局水道課長
国土交通省都市局都市政策課長
環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室長
中部管区警察局広域調整部長
東海防衛支局次長
東海総合通信局情報通信部長
東海財務局管財部長
東海農政局農村計画部長
東海農政局整備部長
中部経済産業局地域経済部長
中部経済産業局資源エネルギー環境部長
中部地方整備局企画部長
中部地方整備局建政部長
中部地方整備局河川部長
中部地方整備局道路部長
中部運輸局企画観光部長
中部運輸局鉄道部長
愛知県建設部長
愛知県教育委員会教育長
三重県地域連携部長
三重県教育委員会教育長

(別紙 3)

オブザーバー

会 議 名古屋市長

幹事会 名古屋市住宅都市局副局長